

公告

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年11月19日

収支等命令者

佐賀中部保健福祉事務所長 森 正典

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物件名・数量 佐賀県衛生薬業センター塩化銀壳払い・15.00kg
- (2) 契約履行期限 令和8年1月30日まで
- (3) 概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札及び開札を行う日時及び場所

入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時： 令和8年1月8日（木）午後2時00分

場所： 佐賀県佐賀市八丁畷町1-20

佐賀県佐賀中部保健福祉事務所 1階 第1会議室

方法： 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けません。

入札書に入札保証金の納付書の控えを同封して入札してください。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（※）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6カ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) これまでに、試験研究機関及び検査機関の業務に伴い発生した塩化銀の買取り実績あるいは塩化銀売払いの競争入札への参加実績があること。

4 入札手続き等に関する事項

(1) 担当

郵便番号 849-8585

佐賀市八丁畷町1-20

佐賀中部保健福祉事務所 企画経営課 総務担当

電話番号 0952-30-1321

電子メールアドレス chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関連様式等の交付方法及び交付時間

11月19日（水）から佐賀県ホームページ (<http://www.saga.lg.jp/>) に掲載するとともに、(1) の担当窓口において、午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで交付します。振込用紙は、振込額を(1) の担当に連絡すると交付（手渡し又は郵送）します。郵送の場合、連絡から振込用紙到着まで1週間程度かかることがあるので注意してください。振込手数料は入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）の負担とします。振込用紙の交付等については以下同じ。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札者はイの提出期限までに別に定める入札参加確認申請書・事業所等概要書及び塩化銀買取り又は売払いの競争入札への参加実績調書を(1) にメール、郵送又は持参し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

イ 提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時（郵送の場合には、書留郵便等により提出期限までに必着のこと。）

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和7年12月19日（金）までに電子メールにて通知します。

(4) 入札者の参加資格

入札者は、入札日時までにおいて、3のいずれかに該当しないことになったときは、入札者の資格を失います。

(5) 質疑書

今回の入札等に関して何か質疑があるときは、質疑書を令和7年12月12日（金）までに(1) メールで提出してください。令和7年12月19日（金）までに個別にメール等で回答します。

5 入札保証金

入札保証金は、当該物件に係わる契約金額に100分の5を乗じて得た額で、契約金額は入札額に100分の110を乗じた額です。次により令和7年1月8日14時の入札までに納付してください。

入札前の納付のみ可能とし、事前に4の（1）に振込額を連絡の上、事前に振込用紙の交付を受け、金融機関へ納付してください。

入札保証金は契約金額に100分の5を乗じて得た額、契約金額は入札額に100分の110を乗じて得た額、契約保証金は落札金額及び契約金額に100分の10を乗じて得た額となります。入札前に契約保証金以上の額を納付すると、契約保証金納入のための振込用紙の交付を受ける手間を省くことができます。

なお、落札者以外の振込金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については契約締結時まで預かり、契約締結時、契約保証金に充当します。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。また、無効となる入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消します。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能又は金額を訂正したものを作成した者
- (4) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した者

7 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (3) 事業の廃止又は変更その他必要があると認められるとき。

8 落札者の決定方法及び売買契約

(1) 入札書の金額が、本県が作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがあります。

- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、その

場でくじによって落札者を決定することとします。この場合において、落札者となるべき同価格に入札をした者は、くじを辞退することはできません。また、予定価格未満の入札しかなかった場合には、すぐに2回目の入札をします。

(3) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た額を以て落札金額及び契約金額とします。

(4) 落札者は、原則として開札後1週間以内に、契約を締結しない場合は、その落札は無効とする場合があります。その場合、入札保証金は県に帰属するものとします。入札保証金以上の額を納入した場合は、入札保証金を超えた額は、4の(1)への入札保証金等返還請求書の提出により返還します。

9 契約保証金

契約保証金は、8の(3)に掲げる契約金額の100分の10の額で、振込用紙による納付とします。振込用紙の交付については、4の(2)を参照してください。入札前に納めた金額で足りる場合は、追加で納めていただく必要はありません。

10 その他の事項

(1) 入札参加者は、印鑑、本人確認のための、写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参してください。

(2) 法人の代表権が無い従業員の方、個人で代理人の方は、委任状を入札前に提出してください。

(3) 落札者は契約締結までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。

契約締結後、納入通知書により、物件の引渡し日までに契約金額を納入してください。なお、契約保証金を契約金の一部に充当します。契約金の納入を確認してから塩化銀を引渡します。

入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

※地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1講各号に掲げる者